

第 8 2 号議案

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 1 2 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 1 6 条第 2 号」を「第 1 6 条第 1 号」に改める。

(加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年加東市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 2 項第 2 号中「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 4 号」を「第 3 4 条の 2 0 第 1 項第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

第 8 2 号議案 要旨

加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）が令和元年 6 月 1 4 日に公布され、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）において、欠格条項の規定から成年被後見人等が削除されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
地方公務員法を引用する条項の号ずれを改めること。（第 5 条）
- (2) 加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 2 条関係）
児童福祉法を引用する条項の号ずれを改めること。（第 2 3 条）

3 施行期日 令和元年 1 2 月 1 4 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正（第 1 条関係） （失職の例外）</p> <p>第 5 条 法第 1 6 条第 2 号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（失職の例外）</p> <p>第 5 条 法第 1 6 条第 1 号に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、任命権者が情状を考慮して特に必要と認めたときに限り、その職を失わないものとするができる。</p> <p>2 （略）</p>
<p>○加東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第 2 条関係） （職員）</p> <p>第 2 3 条 （略）</p> <p>2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>	<p>（職員）</p> <p>第 2 3 条 （略）</p> <p>2 家庭的保育者（法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号の いずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号の いずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>
---	---